

ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱（令和元年5月10日施行）第3条の規定に基づき、推進エリアの認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 推進エリアは、別表に掲げる認定基準を満たすものとする。

(認定申請)

第3条 推進エリアの認定を受けようとする市町は、ふじのくにフロンティア推進エリア認定申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(認定の審査等)

第4条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、“ふじのくに”のフロンティアを拓く推進会議評価部会によりこれを審査し、推進エリアの認定を、ふじのくにフロンティア推進エリア認定通知書（様式第2号）により通知し、認定された推進エリアを公表する。

(市町の申請による変更・解除)

第5条 知事は、推進エリアの認定を受けた市町が社会情勢等の急激な変化等により、当初の計画の変更又は廃止を余儀なくされるなど相当の事由があるときは、ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）申請書（様式第3号）により、推進エリアを変更し、又は認定を解除することができる。

(変更・解除の審査等)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）通知書（様式第4号）により通知し、公表する。なお、この場合の審査及び公表は、第4条の規定を準用する。

(市町の申請によらない変更・解除)

第7条 知事は、認定を受けた推進エリアが第2条に適合しなくなったと認めるときは、審査の上、ふじのくにフロンティア推進エリア認定変更（解除）通知書（様式第5号）により当該推進エリアを変更し又は指定を解除し、公表することができる。なお、この場合の審査及び公表は、第4条の規定を準用する。

2 前項により当該推進エリアを変更し又は認定を解除する場合は、事前に市町の意見を聴取するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行する。

別表（第2条関係）

ふじのくにフロンティア推進エリア認定基準

認定基準	判断基準
全体構想に適合する取組や事業を行う推進エリア	防災・減災と地域成長の両立を目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の基本理念に適合していること
適切な地域課題の分析と解決策が提示されている推進エリア	<p>地域の目指す姿とその実現のための具体的な取組を提示する計画が策定されていること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>地域課題の分析と、革新的技術等を活用して都市的サービスを提供する拠点間相互の連携・補完を図る解決策の提示があること</p> </div>
取組や事業の実施が確実な推進エリア	<p>実施が確実であることは、次の各号の総合的に勘案し判断する</p> <p>1号 推進エリア内において実施する事業については、平成31年度から4年以内に確実な事業実施（着手）が見込まれる等熟度が高いと認められること</p> <p>2号 市町及び関係者を構成員とし、実施事業に関する合意形成の体制が整っていること</p>